

議 第 4 号

社会福祉法人への支援の拡充を求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
全世代型社会保障改革担当大臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人は、特別養護老人ホームや障害者支援施設、保育所等の運営により利用者の様々な福祉ニーズに対応したサービスを提供しており、公益性が高く確実な運営が求められるため、利用者へのサービス提供の対価である報酬等は、その提供に要する平均的な費用の額等に基づき公的価格として国が決定し、実態調査等を踏まえ改定されている。

現在、長期化する物価高騰の影響は、社会福祉法人が運営する施設において利用者へサービスを提供する上で必要な光熱費やガソリン等の燃料費、食材費等のあらゆる費目に及んでおり、公的価格の改定までは物価高騰分が報酬等に反映されない中、社会福祉事業の性質上、サービスに係る経費を安易に削減することはできず、多くの施設が厳しい経営状況に直面している。

また、経営状況の悪化により賃金の上げが困難となることで人材確保への影響も懸念される中、介護・障害福祉職員や保育士の賃金水準は、依然として全産業平均と比べて低いことから、施設の安定的な運営に必要な不可欠である人材確保に向け、他の産業との賃金格差の是正が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、社会福祉法人の事業の性質や経営状況を踏まえ、物価高騰に対応するため経営支援の充実を図るとともに、介護・障害福祉職員等の更なる賃上げに向けた措置を講ずるなど、社会福祉法人への支援を拡充するよう強く要請する。